

健 発 0222 第 11 号
平 成 31 年 2 月 22 日

全国知事会

事務総長 古尾谷 光男 殿

厚生労働省健康局長



風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)

標記の件については、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」(平成31年2月1日付け健発0201第2号厚生労働省健康局長通知)、「風しんの追加的対策に係る手引きについて(協力依頼)」(平成31年2月8日付け健健発0208第1号・健感発0208第2号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知)等に基づき、毎年職場で受診する定期的健康診断の機会等に風しんの抗体検査を受けることが可能となるよう、利便性の向上を図ることとしており、全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関(以下「医療機関等」という。)の間で集合契約を締結することにより、本年4月以降居住地以外でも風しんの抗体検査や予防接種を受けられる体制構築を図るべく、関係機関との調整等を進めており、風しんの抗体検査及び予防接種がより多くの医療機関等で実施可能となるよう、都道府県等に御協力をお願いしていただいております。

以上について、集合契約を締結することができれば、全国の市区町村と全国の医療機関等の事務負担を軽減しつつ、利用者に利便性のある実施体制の構築に向けて大きく前進させることが可能となります。(集合契約(案)の全体像については別紙1「集合契約のイメージ(風しんの追加的対策)」のとおり)。

つきましては、下記のとおり御協力いただきたい事項を取りまとめましたので、実施体制の整備について御協力いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県及び市区町村(保健所設置市及び特別区を含む。以下)向けには、別紙2「風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)」(平成31年2月22日付け健健発0222第5号・健感発0222第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知)により併せて協力依頼を行っておりますことを申し添えます。

記

1. 本年3月中下旬を目途に、風しんの抗体検査及び予防接種に係る以下の二種類の

集合契約の取りまとめ者となっていただきたい。

- (1) 公益社団法人日本医師会が取りまとめた全国の医療機関等との集合契約
 - (2) 都道府県等が取りまとめた、(1)に該当しない医療機関等との集合契約
2. 1. の集合契約の締結に当たり、市区町村から、当該契約に関する委任状が都道府県に提出されるため、都道府県から貴会への再委任状の取りまとめ及び保管をしていただきたい。
3. 2. の再委任状とともに、都道府県から貴会へ、委任状を提出した市区町村をまとめた「委託元市区町村一覧表」が提出されることとなるので、それらの取りまとめ及び保管をしていただきたい。また、提出された「委託元市区町村一覧表」は、公益社団法人日本医師会に提出された「実施機関一覧表」とともに、利用者の利便性向上のため厚生労働省ホームページ上に公表できるよう、厚生労働省宛てに登録していただきたい。

健 発 0222 第 10 号
平 成 31 年 2 月 22 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)

標記の件については、「風しんの追加的対策について(協力依頼)」(平成31年2月1日付け健発0201第5号・健感発0201第3号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知)に基づき、毎年職場で受診する定期的健康診断の機会等に風しんの抗体検査を受けることが可能となるよう、利便性の向上を図ることとしており、全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関(以下「医療機関等」という。)の間で集合契約を締結することにより、本年4月以降居住地以外でも風しんの抗体検査や予防接種を受けられる体制構築を図るべく、関係機関との調整等を進めており、風しんの抗体検査及び予防接種がより多くの医療機関等で実施可能となるよう、御協力をお願いしていたところです。

以上について、集合契約を締結することができれば、全国の市区町村と全国の医療機関等の事務負担を軽減しつつ、利用者に利便性のある実施体制の構築に向けて大きく前進させることが可能となります。(集合契約の全体像については別紙1「集合契約のイメージ(風しんの追加的対策)」のとおり)。

つきましては、下記のとおり集合契約に係る手続き及び別紙2の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き(第1版)」(以下「医療機関向け手引き」という。)等に基づく風しんの抗体検査及び予防接種の体制構築に当たり、貴会並びに都道府県医師会及び郡市区医師会に御協力いただきたい事項を取りまとめましたので、改めまして御協力のお願いをさせていただきますとともに、貴会会員への周知等を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 貴会への依頼事項

- (1) 本年3月中下旬を目途に、風しんの抗体検査及び予防接種に係る以下の集合契約の取りまとめ者となっていただきたい。

- ・ 全国知事会が取りまとめた全国の市区町村との集合契約
- (2) 医師会会員の医療機関等に対し、集合契約に参加するよう、呼びかけていただきたい。
- (3) (1)の集合契約の締結に当たり、医療機関等から、当該契約に関する委任状が都道府県医師会等の取りまとめ団体に提出されるため、都道府県医師会等の取りまとめ団体から貴会への再委任状の取りまとめ及び保管をしていただきたい。
- (4) (3)の再委任状とともに、都道府県医師会等の取りまとめ団体から貴会へ、委任状を提出した医療機関等をまとめた「実施機関一覧表」が提出されることとなるので、それらの取りまとめ及び保管をしていただきたい。なお、提出された「実施機関一覧表」は、以下の目的に使用するものである。
 - ・ 全国知事会との委託契約書とあわせて提出する「実施機関一覧表」
 - ・ 国保中央会における請求支払等の登録事務
 - ・ 厚生労働省ホームページへの掲載

2 都道府県医師会及び郡市区医師会への依頼事項

- (1) 集合契約にできるだけ多くの医療機関等が参加いただけるよう、貴会会員医療機関等への呼びかけをお願いしたい。
- (2) 郡市区医師会におかれては、集合契約に関する貴会会員医療機関等の委任状の取りまとめ及び保管をしていただくとともに、当該委任状をもとに「実施機関一覧表」を作成し、再委任状と併せて都道府県医師会へ提出いただきたい。
- (3) 都道府県医師会におかれては、(2)により提出された再委任状及び「実施機関一覧表」を保管していただくとともに、都道府県内の「実施機関一覧表」を電子媒体により作成し、公益社団法人日本医師会宛ての再々委任状と併せて公益社団法人日本医師会に提出いただきたい。

3 医療機関等への依頼事項

- (1) 本事業の趣旨を御理解いただき、集合契約に係る委任状を都道府県医師会や郡市区医師会等といった取りまとめ団体に提出いただきたい。
- (2) 風しんの追加的対策の対象男性が、集合契約により風しんの抗体検査又は予防接種を受けられるよう、運用開始に向けた準備を進めていただきたい。
- (3) 地域の医療機関等においては、市区町村から要請があった場合には、夜間・休日でも風しんの抗体検査や予防接種が提供可能となるよう体制整備に向けてできる限り御協力いただきたい。なお、体制整備に当たっては、以下の点に十分御配慮いただきたい。
 - ・ 抗体検査や予防接種を受ける者に適切に対応できるよう、2次救急医療に対応可能な医療機関との連携を図ること
 - ・ 迅速な体制整備の観点から、特に、既に夜間・休日に診療を行っている地域の医療機関等との連携を図ること